

大学生が演じる模擬裁判劇を傍聴した後に、裁判官になったつもりで判決を考える評議に参加してもらいます。裁判あるいは判決というと、難解でどこか縁遠いような、そんなイメージを抱く人も少なくないかもしれません。しかし売買などの契約をめぐる紛争や日々報道される犯罪は裁判の対象になりうるものですし、今年で10年を迎える裁判員制度では、一般市民も裁判官と一緒に判決を考える評議に参加していますから、意外に身近なところに存在します。

今回は、いじめを苦に自殺した中学生の親が、実際にいじめをしたとされる生徒とその親を訴えたという民事の模擬裁判劇を上演します。そして現代の裁判における判決は、権力者の気まぐれや神判で結論が出されていた前近代とは異なり、合理的な理由を示さなければなりませんから、判決を考えるというのは、結論の理由づけを考えることを意味します。したがって、評議では、①裁判劇中に現れた証言や証拠などをもとに、判断の前提となる事実を認定する作業(事実認定)、②認定した事実に適用すべき法の意味内容を検討する作業(法解釈)、のふたつに取り組んでもらいます。どちらにおいても、ただひとつの「正解」が存在するわけではない問題が少なからずありえますので、評議をまとめて判決を導くことは、決して簡単な作業ではありませんが、大学生を交えたグループワークの形式をとりますので、グループのメンバーで協力して、知恵を絞ってみてください。

(なお、このセミナーは、2019年8月9日の「人間社会学域スタディプログラム」における法学類提供講座と同じ内容です)